

## ベトナム六法の発刊にあたって

このたび、JICA ベトナム法整備支援プロジェクト編集によるベトナム六法を発刊する運びとなった。当職の現地専門家としての任期満了前に完成を見ることができ、安心するとともに、素直にうれしく思う。

ベトナムに対する法整備支援は、民法支援を皮切りに 1990 年代初頭から始まり、その後正式に JICA による法整備支援プロジェクトの枠組みとして実施されるに至り、日本の法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）との協力の下で、現在では、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会をカウンターパートとして、法令起草支援、実務改善、人材育成を 3 本柱として多岐にわたる活動を実施している。法務省に加え、日本の最高裁判所、日本弁護士連合会の協力を得て、ベトナム現地では、検察官、弁護士、裁判官という法曹三者の経験がある者を常勤の専門家として派遣して日常的な支援を行いつつ、日本国内からは、著名な学者の先生方や経験豊富な実務家を委員とする各種委員会が設置され、現地の活動を支えている。

当プロジェクトは、自国の法制度をそのまま移植するというような押し付けの支援ではなく、相手国の土壌に適した選択肢を提示するという基本方針の下、ベトナム法を理解した上でベトナムの問題意識に即して日本の経験や法制度を伝えることを主眼として活動を行っている。ベトナム法の日本語訳は、我々長期専門家の活動にとって欠かせないものであり、当プロジェクトの活動に関連して、憲法、民法、刑法、各訴訟法、各組織法といった国の基本法について多くの法令が翻訳されている。そのような中で、日本の六法のような使い勝手の良いものがあればと思い、個人的に、翻訳した法令を 1 つのファイルにとじ始めたのがベトナム六法作成のきっかけである。

より多くの重要法令を盛り込み情報価値を高めて、広く公表して多くの人に利用してもらおうという企画の趣旨に多くの関係者・関係機関に賛同いただくことができた。ICD 提供による翻訳法令<sup>1</sup>を始め、当プロジェクトの通訳人・翻訳人として長年我々の活動を支えて頂いている大貫錦氏及びブイ ティ ホン ミン氏、外部の機関として日本貿易振興機構（JETRO）ハノイ事務所、公正取引委員会から、それぞれ重要な基本法令の翻訳情報<sup>2</sup>を提供していただいた。これにより、ベトナムにおける重要な基本法令については概ね掲載することが可能となった。とりわけ、JETRO ハノイ事務所には、翻訳法令の提供のみならず、ホームページでの公表を快諾していただいた。改めて感謝申し上げる次第である。

ところで、別紙翻訳者一覧のとおり、ベトナム六法掲載の法令には、現地専門家自ら翻訳したものが多く含まれている。ここに名前はないが、中島朋宏元長期専門家（現・仙台高等裁判所判事）の法令翻訳の先駆者としての功績を挙げないわけにはいかない。旧法令や重要法令の草案の翻訳、日越法律用語対訳集などは、我々後任専門家にとって翻訳業務の必須資料であったのみならずベトナム法の理解のための貴重な資料となった。また、一斉置換マクロを作成し、翻訳作業の効率や質の向上に貢献してくれた寺本二憲

<sup>1</sup> ICD 提供に係る和訳法令は外部の専門家による協力を得て作成したものが含まれる。ICD の ICD NEWS において解説等と併せて掲載されているものもあるのでそちらも参照されたい。

民事訴訟法：ICD NEWS 第 21 号 126 頁以下（2005 年 5 月）

刑事訴訟法：同 23 号 42 頁以下（2005 年 9 月）

刑法：同号 117 頁以下（同）

民事判決執行法：同 42 号 106 頁以下（2010 年 3 月）

<sup>2</sup> 各法令翻訳の右上部に提供元の機関、個人の名称を記載している。JETRO からは、商法、労働法、労働組合法、消費者権利保護法、知的財産法を、公正取引委員会からは、競争法を、それぞれ提供頂いた。

業務調整員にもお礼申し上げたい。

なお、各法令翻訳が異なる書式で作成されていたことから、当職において一応の書式整理はしたものの、全体として統一感に欠け、見栄えが良くない点についてはどうかご容赦いただきたい。また、ベトナム六法の編集は当職個人の手作業によるため、内容面の正確性の担保ができないことは言うまでもなく、改正法のフォローも完全とはいえないことを留意された上で、ご利用いただきたい。

2013年は日本ベトナム外交関係樹立40周年（日本ベトナム友好年）である。これを機に、一層、日本国民のベトナムへの関心が強まると同時に、日本企業のベトナム進出への機運も高まることが予想される。これに併せて日本の法律事務所によるベトナムビジネスへのリーガルサービスの需要も高まってくであろう。そのような文脈において、このベトナム六法はベトナム法に関心のある法律関係者やベトナムに進出している企業・進出を考えている企業にとって法務面での重要な基礎資料として活用いただけるものと期待している。また、その国の歴史・文化・価値観等を反映する法律を理解することはベトナムという国を理解することにもなる。その意味で、ベトナム六法が、ベトナムを理解する一つのきっかけとなり、日越関係発展に少しでも寄与することになれば、編集者としてまたとない幸せである。

平成25年3月29日

JICA 法整備支援プロジェクト

長期専門家（前さいたま地方裁判所判事補）

多々良 周作

本法令日本語訳集は、JICA 技術協力専門家が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICA は、本法令日本語訳集の内容の正確性について保証せず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。